

「表紙共19枚」

令和7年10月

# 定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和7年11月10日(月曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	11番 原田文利
2番 中島浩司	12番 中島幸一郎
4番 穴井浩司	13番 平川 修
5番 河津祐二	14番 横田秀喜
6番 川良澄子	15番 川津清則
8番 湯浅正徳	16番 井上俊勝
9番 樋口虎喜	17番 財津満寿光
10番 高瀬義徳	19番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 木村和心      主幹(総括) 今田秀樹      主幹 麻生純一      主査 藤原東託      主査 松岡政則      主任 横尾一徹

## 10月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 日田市農業振興地域整備計画の変更について

第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について

第8号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について

第9号 11月調査委員の選任について

## 6 報告

第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく合意解約について

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

## 7 その他

(1) 第4回 役員会報告

(2) 11月現地調査

[日時] 11月21日(金) 午前9時～ \*調査委員

(3) 11月調査委員会

[日時] 11月27日(木) 午前9時～ \*会長・副会長・調査委員

(4) 11月定例総会

[日時] 12月8日(月) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(5) 行事日程

11月10日(月) 農地利用最適化定期検討会 [会場] 7階 大会議室

11月10日(月) 農業者年金加入推進対策研修会 [会場] 7階 大会議室

11月12・13日(水・木) 農業委員会 先進地視察 [行先] 熊本県山鹿市ほか

- 11月14日（金） 令和7年度 第1回 日田市景観審議会 [会場] 7階 大会議室 \*森敬子委員
- 11月17日（月） 令和7年度「日田市農業振興ビジョン」推進委員会 [会場] 7階 中会議室 \*会長
- 11月21日（金） 大分県農業会議 常設審議委員会（大分市） \*会長
- 11月21日（金） 日田市農業振興地域整備促進協議会 [会場] 7階 中会議室 \*会長・樋口虎喜委員

(6) その他

- ・10月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日
- ・10月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>はい、それでは定刻となりましたので、ただいまより、定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、3番 飯田隆委員、18番 梶原真悟委員から、欠席の連絡をいただいております。日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立することを、ご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきます、議事進行上、発言される場合は、挙手をして議長の指名した後に発言をされるよう、お願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事の整理をすることになりますので、これより、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、改めまして、こんにちは。大変お疲れ様でございます。</p> <p>10月31日に、農地中間管理機構との意見交換会を行いました。</p> <p>委員の方々の意見等、役員とともに質問をいたしました。決定出来るようなこと、また変更出来ることはございませんでした。後日、会議の内容等について、ご返答いただけるよう申し添えております。出来ないこと等については、これからも言い続けてまいります。それから国の決めた法律とかに対しては、やはり国のプライドがあるんでしょう、やっぱり10年ぐらいかからないと、何事も変えていかない、というようでございます。早かったのが、畑に対して、5年に一度水を張る、という事案がございましたけど、それは、農業会議、また全国農業会議所の方と、いろいろ話し合いを持った結果、水張りはしなくて良いという結論になったことは、皆さん解ってると思います。とにかく、出来ないことでも言い続けてまいることが大事なことだと思っておりますので、これからもよろしく願いいたしたいと思っております。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (今田秀樹)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは着座いたしまして、議事進行をして参ります。</p> <p>会議規則第 17 条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事録署名委員、14 番 横田秀喜委員、19 番 河津裕治委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p> <p>はい。今回議案訂正が 1 件ございます。</p> <p>議案書の 17 頁です。</p> <p>議案第 9 号 11 月調査委員の選任についての、選任議案になります。</p> <p>今回、選任予定委員の 9 番 樋口虎喜委員を、3 番の飯田隆委員に訂正をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では早速、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>今回の調査委員は、11 番 原田文利委員、13 番 平川修委員、15 番 川津清則委員の 3 名の方でございました。</p> <p>調査委員長は、15 番の川津清則委員の方をお願いしたいと思います。</p>
---	---

<p>調査委員長 (川津清則)</p>	<p>では、川津清則委員、現地調査のことなど、一言お願いいたします。</p> <p>皆さん、こんにちは。 15番の川津です。今月の調査委員長でございます。 先月、10月27日に、11番 原田文利委員、13番 平川修委員、事務局3名と、現地調査を行ってまいりました。 議案的には12件ありますので、慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは1頁、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件、6件でございます。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。それでは議案書1頁、議案第1号 農地法第3条についてです。今月は6件申請がありました。 番号55、大字日高〇と〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が309㎡です。 譲渡人は南友田町の〇死因贈与執行者〇さん、譲受人は淡窓町の〇さんです。〇死因贈与執行者として農地を譲り渡したい、譲り受けて家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。 死因贈与契約とは、贈与する人と贈与を受ける人の間で交わされる契約になります。贈与者が亡くなったときに、その効力が発生し、財産の贈与が受ける人に渡る、というものになります。遺言と似ていますが、死因贈与は、双方の合意が生前の時に必要になるもので、遺言は、渡す人の意思だけで決定する、というものになります。 それではスライドにいきます。国道386号を三芳小学校方面に進んだ赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。 続いて番号56、大字高瀬〇と〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計1,633㎡です。</p>

譲渡人は誠和町の〇さん、譲受人は誠和町の〇さんです。高齢のために渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

スライドにいけます。この番号56と57は、譲受人が〇さんと同じであり、申請地も隣接のため、地図については、同時に、今から説明させていただきます。国道210号日田バイパスを日田市上野浄水場方面に進みまして、NOSAIおおいだ日田駐在所さんの付近にあります赤い丸のところが現地になります。この番号56の地図です。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2つに分けて撮影しています。写真方向①の写真です。奥から撮りました写真方向②の写真になります。

続いて番号57、大字高瀬〇他二筆、地目は登記簿・現況とも田、面積が合計2,617㎡です。

譲渡人は刃連町の〇さん、譲受人は誠和町の〇さんです。高齢のために譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

スライドにいけます。地図の方は先ほど説明しましたので、航空写真にいきたいと思います。拡大した航空写真です。字図です。写真を2つに分けて撮影しています。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。

番号58、天瀬町五馬市〇と〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計1,877㎡です。

譲渡人は天瀬町の〇さん、譲受人は天瀬町の〇さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

スライドにいけます。スカイファームロード日田を天瀬農業公園に進みまして赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2つに分けて撮影しています。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。

続いて番号59、大字大肥〇と〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が合計683㎡です。

譲渡人は吹上町の〇さん、譲受人は大肥町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて家庭菜園・果樹園をしたい、とのことでの申請です。

スライドにいけます。国道211号を宝珠山方面に進みまして赤い丸のところが現地になります。譲受人となります申請人のご自宅が、農地の近隣にありますので、今回、ここに表記させていただいており

<p>調査委員長 (川津清則)</p> <p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ます。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2つに分けて撮影しています。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。</p> <p>続いて番号60、天瀬町女子畑○他五筆で、地目は、○は登記簿が田、現況が畑、他五筆は、登記簿・現況ともに田、面積が合計7,809㎡です。</p> <p>譲渡人は天瀬町の○さん、譲受人は天瀬町の○さんです。高齢のために子供に譲り渡したい、父より譲り受けたい、とのことでの申請です。</p> <p>生前贈与の案件になります。</p> <p>スライドにいきます。スカイファームロード日田を特別養護老人ホーム敬天荘さんの方面に進みました六筆ある赤い丸のところが現地になります。航空写真です。全体像を拡大した航空写真になります。3つに分けて説明させていただきたいと思います。字図です。ここで写真方向を①②③に分けて撮影しています。○の写真になります。○の現地の写真です。○の現地の写真になります。2つ目の写真になります。写真番号④と⑤の2つを説明させていただきます。○の現地の写真になります。○の現地の写真になります。次は最後の○の字図になります。○の現地の写真になります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>はい。</p> <p>特に問題は無いと思われます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。資料No.1の1から2頁が、農地法第3条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。書類審査、現地調査で該当しないことを確認しています。</p> <p>私からは以上です。</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の報告及び調査委員長の報告にあるように、許可との結論でございます。 皆さんの中で、何かあればご発言いただきたいと思います。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、穴井委員どうぞ。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>4 番 穴井でございます。 すみません。3頁のNo.60なんですけど、耕作面積のところ、20.3aと20.3aで、同じなのはいいんですけど、同居ですからね。ただ、土地の面積が78a以上ありますので、この面積は、78aになるんじゃないかと思うのですが。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>生前贈与する場合は、本人が、この土地を耕作するということでございますので、その面積にならないとおかしいんじゃないかと思います。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 ここは修正の方をさせていただきます。</p>

議 長 (石井照久)	穴井委員、よろしいですか。
4 番 (穴井浩司)	はい。
議 長 (石井照久)	はい。では修正いたします。
9 番 (樋口虎喜)	はい。
議 長 (石井照久)	はい、樋口委員どうぞ。
9 番 (樋口虎喜)	はい、9番 樋口です。 59番のスライドを開いていただきたいんですが、ちょっと申請自体には問題は無いと思うんですが、字 図か、写真か、59番の3㎡のところなんですが。これです。 この写真の左と右に農地があって、右が3㎡と思うんですけど、申請自体は問題無いと思いますが、その 間の、これ道か何かですか。何かこう、他人の土地が間にあるような感じもしておりますけど、その辺りの ところが判りましたら、ご説明いただけるといいかなと思っております。
事務局 (麻生純一)	ここは、そうですね。ここの細かいところは、もう転用済みでありまして、○が入っておりまして、農地で はありませんので、売買されるような話は確認しております。

<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>個人の土地があるんですか。番地が入ってないような感じですが。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>いえ。番地は、ここに表記されていて、○とあるんですけど、ここに矢印が出て、白いところが、この番地になります。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>それは、今度申請が上がってくるんですか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ここは農地ではありませんので、個人売買が出来るというところで、申請には上がってきておりません。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい、解りました。 ありがとうございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、よろしいですか。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、他に何かございませんか。 よろしいですか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>はい、無かったら、この件につきましては、別紙チェックシートの通り、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>ご承認いただけますでしょうか、ご賛同いただける農業委員の方は、挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ご賛同いただける推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>全員賛成でございますので、第1号議案は原案通り決定いたしました。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>引き続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による申請の件1件でございます。</p> <p>事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>はい、議案書の4頁になります。議案第2号 農地法第4条についてです。今月は1件の申請が出ています。</p> <p>番号17、申請地は大字高瀬〇の第2種農地です。地目は、登記簿 田、現況 宅地です。面積は168㎡です。</p> <p>申請人は大分市にお住まいの〇さんです。申請理由は、数年前から主屋の一部と倉庫を農地に建設してい</p>

<p>調査委員長 (川津清則)</p> <p>事務局 (藤原東託)</p> <p>議長 (石井照久)</p>	<p>ることが判明したため、主屋部分と倉庫部分を分筆し、住宅用地へ転用したい、との申請です。</p> <p>こちらの案件は追認になりますので、申請者から始末書を提出していただいております。</p> <p>場所の説明です。高瀬小学校を琴平方面に下り、市道横尾線を株式会社九州体育施設さん方面に進んだ途中にあります赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。2枚に分けて写真を撮っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。次に、現況利用図になります。○から、現状の住宅用地として使用している部分を分筆し、○を追認で4条申請するものです。</p> <p>以上、4条は1件となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。</p> <p>はい、事務局から説明があったように、もう建物が建って、だいぶ時間が経っていますので、追認案件ということで審議をよろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。資料No.1の3頁から4頁が、農地法第4条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局の議案説明、調査委員長の説明にあるように追認1件でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>はい、無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートの通り、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご承認いただけますでしょうか、ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>全員賛成でございますので、議案第2号は原案通り許可相当といたします。</p> <p>続きまして5頁です。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件、5件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>はい。議案書の5頁になります。議案第3号 農地法第5条についてです。今月は5件の申請がありました。</p> <p>番号53、申請地は大字小迫○の第2種農地です。地目は、登記簿 畑、現況 雑種地です。面積は215㎡です。</p> <p>譲渡人は小迫町の○さんです。譲受人は小迫町の○さんです。申請理由は、自宅が申請地と隣接してお</p>

り、譲受人が農地と知らず、数年前から、すでに自宅、庭園及び駐車場として使用しており、今回、土地を譲り受け、登記を整理するものです。

場所の説明です。市道渡里山田線を、小迫町公民館方面に進み、途中にある石橋農機サービスセンターさん横に位置しています赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらの案件は、すでに住宅用敷地として使用しているため、追認となりますので、始末書を提出していただいております。次に、現況利用図になります。

続いて番号 54、申請地は大字渡里〇の第 3 種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は 348 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は清岸寺町の〇さんです。譲受人は清岸寺町の〇さんです。申請理由は、駐車場用地として使用したい、ということです。

場所の説明です。玉川バイパス清岸寺交差点から市道清岸寺中央線を小迫方面に進む途中にあります赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に、土地利用計画図です。

譲受人は〇を経営しており、搬送用のトラックや来客用の駐車場として使用したい、とのことです。

続いて番号 55、申請地は大字西有田〇他一筆の第 3 種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。合計面積は 279.06 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は坂井町の〇さんです。譲受人は玖珠町の〇さんです。申請理由は、一般住宅用地として使用したい、との申請です。

場所の説明です。大分自動車道横、県道西有田豆田線から市道上手住吉線沿いの赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に、利用計画図になります。

こちらの住宅は、譲渡人の娘である譲受人が一般住宅を建てるということを聞いております。

続いて番号 56、申請地は上城内町〇他一筆の第 3 種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。合計面積は 2,657 m<sup>2</sup>です。

賃貸人は上城内町の○さんです。賃借人は福岡県の○さんです。申請理由は、申請地を店舗用地として使用したい、とのことです。

場所の説明です。日田市役所横、市道平和通線を中城グラウンド方面に進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広いので写真を2枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方法②の写真です。次に、土地利用計画図になります。次に、北側南側立面図になります。続いて、西側東側の立面図になります。

こちらの案件は、農地法以外には、大分県の盛土規制法の許可が必要ですが、現在、大分県に申請済みで、今回の農地転用許可と、盛土規制法の許可を同日付で許可する予定にしております。

続いて番号57、申請地は大字花月○の第2種農地です。地目は、登記簿 畑、現況 雑種地です。面積は115㎡です。

譲渡人は東京都にお住まいの○さんです。譲受人は伏木町の○さんです。申請理由は、日田山国道路のトンネル工事の影響により、井戸の枯渇が生じたことから、緊急に当該土地に大分県が代替井戸を、令和6年11月に整備し、今回、追認として申請するものです。

場所の説明です。伏木町の県道日田山国線から東へ200メートルほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に、土地利用計画図になります。

今回、緊急的な代替井戸の工事ではありますが、追認であるため、大分県日田土木事務所長より顛末書を提出してもらっております。

以上、5条は5件となります。

それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。

調査委員長  
(川津清則)

はい。第5条の5件中2件。まず53番においては、もう家の前が、写真で見ただけなら判ります。駐車場のカーポートと、あとサボテンが、ある程度、もう庭に植え込んであったのですが、これは、もう仕

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>方ないかなというカタチであります。57番につきましては、もう生活用水であります。もう、これも仕方ないかなと思っております。</p> <p>あとの3件につきましては、問題は無いと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。資料No.1の5頁から6頁が、農地法第5条についてになっております。すべてに該当しないことが条件です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。事務局の議案説明及び詳細の説明であるように、追認が2件でございます。他は、問題は無いという意向でございます。</p> <p>皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートの通り、農地法第5条第2号各項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ご賛同いただける推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、原案通り許可相当といたします。</p> <p>はい、調査委員長、これ終わりでございますが、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (川津清則)</p>	<p>はい。皆様、慎重な審議をありがとうございました。 久しぶりに現地調査に行きましたが、以前に比べると、売買される土地が、余程羨ましく思いました。さすが、ある程度、基盤整備されていると、こんなに違うのかなあと、つくづく感じてまいりました。 以上でございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして8頁です。議案第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について、新規5件、再設定9件、所有権移転0件、中間保有0件、配布替0件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>はい。議案第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について、でございます。</p> <p>今回は、令和8年1月1日より、農地中間管理権の設定を行う申請のあった案件につきまして、農業委員会の意見を求められているものでございます。議案集では8頁から9頁、新規が5件、再設定9件の合計14件で、全19筆、面積にいたしまして20,327㎡ということになっております。 以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。  それでは、議事参与の方が居りますので、退室をお願いしたいと思います。  11番 原田文利委員です。退室をお願いいたします。</p> <p>(原田文利委員 退室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、議案第4号でございます。11番 原田文利委員、9頁、No.293 から 299。再設定7件でございます。借り手 ○でございます。この件を先にしたいと思います。  何か有れば、挙手をしてお願いいたします。  有りませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>(原田文利委員 入室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、○を除いた後の件につきまして、農業委員会の意見をいただくようになっておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。  それぞれの委員のエリアにおいて、ご確認を願います。問題が有れば、挙手して、ご発言願いたいと思います。  よろしいですか。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。  それでは議案第4号、農業委員会の意見については、意見なしで報告したいと思います。  ありがとうございます。</p> <p>続きまして10頁です。議案第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、7件でございます。  事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。それでは議案書10頁、議案第5号 現況証明書の発行についてです。今月は7件申請がありました。</p> <p>番号54、大字堂尾〇、地目は、登記簿が畑、現況は山林、面積は3,220㎡です。  申請人は2名共有で、田島町の〇さんと新治町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するため申請するものです。</p> <p>場所ですが、県道山北日田線を清掃センター方面に進みまして、市道古々路線に入った赤い丸のところ  が現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2つに分けて撮影しています。  写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。植林された杉が確認できました。</p> <p>発行基準5すでに農地または採草放牧以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上  経過しているものに該当するものです。</p> <p>続きまして番号55、大山町東大山〇で、地目は、登記簿が畑、現況は宅地、面積は127㎡です。  申請人は大山町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するため、です。</p> <p>場所ですが、国道212号を木の花ガルデンさん方面に進みました赤い丸のところ  が現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。駐車場と庭が確認出来ました。平成12年に住宅を建築したことを確認しております。</p>

発行基準 5 すでに農地または採草地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後 20 年以上経過しているものに該当するものです。

続いて番号 56、あわせて番号 57 は、隣接地のため同時に説明させていただきます。

番号 56、大字求来里〇で、地目は、登記簿が畑、現況は雑種地、面積は 534 m<sup>2</sup>です。

申請人は求町の〇さんです。

続いて番号 57、大字求来里〇他二筆で、地目は、登記簿が畑、現況は雑種地、面積は合計 1,251 m<sup>2</sup>です。

申請人は求町の〇さんです。

こちらの申請者の方が、申請後にお亡くなりになられまして、相続人を〇さん、長男の方だと変更の通知を提出していただいております。証明書の発行が出来ることは、県の方にも確認を取っておりますので、大丈夫です。

申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま、許可書を紛失したためです。転用許可も、併せて同日・同番号で、この四筆は出ております。

場所ですが、県道戸畑日田線を求町方面に進みまして、求町公民館付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。青で表記しておるものを番号 56、赤い線で表記しているものを番号 57 として表記しております。番号 56 の現況の写真になります。番号 57 の方の現況写真になります。写真方向③の現況の写真になります。両方出てきております写真番号④になります。資材置き場であることが確認できております。

申請地は平成 18 年 11 月 28 日、西局農振第 5-49 号で 5 条許可を受けたものです。

発行基準 2 農地転用許可申請書に記載した目的通り転用され、非農地化した土地に該当するものです。

続いて番号 58、大山町西大山〇他二筆で、地目は、登記簿が畑、現況は山林、面積は合計 2,284 m<sup>2</sup>です。

申請人は田島二丁目の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ、地目を整理するため、です。

場所ですが、国道 212 号を中津江村方面に進みまして、水辺の郷おおやまさんを過ぎた赤い丸のところ 3

ヶ所が現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。○の拡大した写真です。字図です。○の現地の写真になります。続いて○の拡大した写真です。字図です。○の現地の写真になります。こちらは○の拡大した航空写真です。字図です。○の現地の写真になります。雑木が生育した山林が確認できました。

発行基準4 森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。

続いて番号59、上城内町○で、地目は、登記簿が田、現況は宅地、面積は55㎡です。

申請人は上城内町の○さんです。申請理由は、農地法の許可を受けて転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したためです。

日田市役所から淡窓図書館方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。駐車場であることが確認できました。申請地は、昭和60年6月3日、農政第5-97号で5条許可を受けたものです。

発行基準2 農地と転用許可申請書に記載した目的通りに転用され、非農地化した土地に該当するものです。

続いて番号60、大字大肥○で、地目は、登記簿が田、現況は山林、面積は361㎡です。

申請人は広島県の○さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。

場所にいきます。国道211号を宝珠山方面に進みまして、福岡県との県境付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2つに分けて撮影しております。写真方法①の写真です。写真方向②の写真になります。雑木が生育した状況が確認できました。

発行基準4 森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。

以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんから、ご意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず、54番と59番、日田・五和地区の末武委員、申し上げます。

<p>推進委員 (末武正則)</p>	<p>はい、まず 54 番ですが、これは山林に囲まれた農地として、周辺の山林等に一体化しておりまして、20 年以上の杉が確認できました。 それから、59 番ですが、これは○の店舗の一部ですね。これも問題無いと思います。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 続いて 55 番、東大山地区の森委員、お願いします。</p>
<p>推進委員 (森 敬子)</p>	<p>東大山地区の森です。 10 月 8 日の日に事務局と現地確認を行いました。 写真の通り、住宅の入口であり、土が固まっているのを確認して、非農地であると判断しました。 以上です。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 続いて 56 番と 57 番を三芳地区の室委員、お願いします。</p>
<p>推進委員 (室 哲也)</p>	<p>三芳地区担当の室です。 10 月の 8 日に事務局と一緒に現地調査を行いました。 写真、ちょっといいですか。このところの写真ですけども、転用許可が下りて、目的通り利用されているので、問題は無いと思います。現在は重機置き場が主流だと思います。 以上です。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 続いて 58 番、西大山地区の河津委員、お願いします。</p>

<p>推進委員 (河津昭二郎)</p>	<p>はい。西大山の河津です。 58番の件ですが、3ヶ所とも雑木とかが生えてますので、もう農地に戻らないので、非農地だと思います。 以上です。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 続いて60番、大鶴地区の佐谷野委員、お願いします。</p>
<p>推進委員 (佐谷野利幸)</p>	<p>大鶴地区の推進委員をしております佐谷野でございます。 ご覧の通りですね、ここ、実は農地があったということすら、私は知りませんでした。現況を確認したところ、写真のような様相を呈しておりまして、農地には戻りません。非農地証明を、よろしくお願ひしたいと思ひます。 以上です。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございました。 事務局からの説明は以上になります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 議案第5号 現況証明書(非農地証明書)の発行について、ございました。 この7件につきまして、何かございますか。 有りませんか。  (はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、現況証明書を発行してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは発行いたします。</p> <p>はい、次は 14 頁です。</p> <p>議案第 6 号 日田市農業振興地域整備計画の変更について、5 件でございます。除外 1 件、編入 4 件でございます。</p> <p>事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>はい。議案第 6 号 日田市農業振興地域整備計画の変更についてでございます。議案書 14 頁となります。本議案は、市に対しまして、農業振興地域整備計画の策定や変更の申請があった際には、農業委員会の意見を聞くものと、法により定められていることに基づくものでございます。</p> <p>なお、今回は除外が 1 件、編入が 4 件の合計 5 件となっております。それでは、順次説明をいたします。まず 1 番、天瀬町合田〇、地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は 704 m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>申請人は天瀬町合田の〇さんです。申請理由は、植林をすることで対象地である斜面部分の崩落を防ごうと、除外申請したものでございます。</p> <p>場所の説明をいたします。スライドをご覧ください。天瀬町の市道中村線を進み、中村集落内にあります赤い丸で示しているところになります。航空写真です。次に拡大した写真。そして字図、最後に現地の写真となります。</p> <p>続きまして 2 番にいきます。日田市大字鶴河地〇及び〇で、地目は登記簿・現況ともに田、二筆の合計面</p>

積が1,261㎡でございます。

申請人は清岸寺町の○さんです。中山間地直接支払交付金の対象農地とするための編入申請となります。

場所の説明をいたします。スライドをご覧ください。県道宝珠山日田線を進みまして、皿山を抜けた池ノ鶴集落手前の赤い丸で示したところになります。航空写真です。次に拡大した報告写真。そして字図です。現地の写真となります。

続きまして3番にいきます。前津江町大野○で、地目は登記簿・現況ともに田で、面積は71㎡でございます。

申請人は前津江町大野の○さんです。これも中山間地直接支払交付金の対象農地とするための編入申請でございます。

場所の説明になります。スライドをご覧ください。県道日田鹿本線を前津江振興局方面に進む途中にあります赤い丸で示しているところになります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真となります。

なお、今回申請のありました○に隣接します○などの農地につきましては、見た目一枚の水田でございますけれども、農業振興課に確認いたしましたところ、一方は所有者が大分県でありましたり、他方は地目が宅地であったりすることから、申請対象にはなっていないとのことございました。

4番にいきます。前津江町赤石○、地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,356㎡でございます。

申請人は前津江町赤石の○さんです。本件も中山間地直接支払交付金の対象農地とするための編入申請でございます。

場所を説明いたします。スライドお願いします。前津江町赤石にある虫秋公民館から西に進んだ赤い丸で示しているところでございます。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真となります。

最後に5番にいきます。前津江町柚木○で、地目は登記簿・現況ともに田、面積は4,213㎡でございます。

申請人は、前津江町柚木の○さんです。本件も中山間地直接支払交付金の対象農地とするための編入申請

<p>推進委員 (高浪博文)</p> <p>事務局 (松岡政則)</p> <p>推進委員 (諫山文彦)</p> <p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>でございます。</p> <p>場所の説明をいたします。スライドお願いいたします。前津江町柚木の星払集落の手前集落の手前の県道西大山大野日田線沿いにあります赤い丸で示しているところになります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真となります。</p> <p>以上の5つの案件につきましては、各地区担当の推進委員さんに現地確認等をお願いいたしました。ここで、それぞれのご意見をお願いしたいと思います。まず中川地区担当の高浪推進委員にご意見をいただきます。</p> <p>はい。中川地区の高浪です。 1番を10月30日に、会長及び事務局の方と、現地確認をしました。 特に問題は無いと思います。 以上です。</p> <p>ありがとうございました。 次に三花・小野地区担当の諫山推進委員にご意見をいただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>はい。推進委員の諫山です。 2番の件ですが、農地として管理をされており、問題無いと思います。</p> <p>ありがとうございました。 次に前津江地区担当の佐藤推進委員にご意見をいただきます。よろしく申し上げます。</p>
---	---

<p>推進委員 (佐藤 学)</p>	<p>はい。前津江地区の佐藤です。 申請者3名とも、熱心に農業に取り組んでおられまして、現地も水田等、耕作をしっかりとっておりましたので問題無いと思います。</p>
<p>事務局 (松岡政則)</p>	<p>ありがとうございました。 以上、議案第6号 日田市農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についての説明を終わります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 議案第6号 日田市農業振興地域整備計画の変更についてでございます。 この5件につきまして、何かございますか。 ありませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは議案第6号です。日田市農業振興地域整備計画の変更については、妥当との意見でよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは意見を返したいと思います。</p> <p>次、15頁です。議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、1件でございます。</p>

<p>事務局 (横尾一徹)</p>	<p>事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>はい。では議案書 15 頁、議案第 7 号、相続税、納税猶予の件についてです。 番号 2、日田市亀山町にお住いの〇さんより、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の申請がありました。</p> <p>この証明書は、農地の相続税の納税猶予制度を受けている方が、3 年ごとに引き続き、この特例を受けたい旨の継続届出書を、税務署に提出する際に必要なものでございます。過去 3 年間に於いて、相続税の納税猶予を受けている農地を、農地としてやってきたかという証明でございます。引き続き農業を行っている期間は、平成 28 年 9 月 1 日から、申請日である令和 7 年 9 月 26 日までで、今回は 3 回目の届け出です。</p> <p>今回の農地は、二筆で、城町一丁目〇と城町二丁目〇です。</p> <p>これからスライドにいきたいと思います。日田市役所から桂林小学校方面に進んだ赤い線で示した 2 ヶ所でございます。航空写真です。まず、城町一丁目〇から見ていきます。拡大した航空写真です。字図です。地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は 3,347 m<sup>2</sup>です。こちらが現地の写真でございます。</p> <p>日田・五和地区の末武推進委員と、10 月 21 日に現地確認をいたしまして、申請の農地は適正に管理されていることが確認出来ました。末武委員には、後程一言いただきたいと思っております。</p> <p>では、ふたつ目の城町二丁目〇にいきます。</p> <p>これは航空写真です。字図です。こちらが現地の写真でございます。</p> <p>こちらも末武推進委員と現地を確認しまして、申請の農地は適正に管理されていることが確認できました。</p> <p>それでは末武推進委員より現地の状況につきまして、2 つの農地について一言いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
<p>推進委員 (末武正則)</p>	<p>はい、城町一丁目〇ですが、これは、いろんな野菜を作っている状況です。 これは問題無いと思っております。</p>

<p>事務局 (横尾一徹)</p>	<p>それから城町二丁目の○ですが、これはキウイフルーツを作っています。 これも問題無いと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、議案第7号 相続税の納税猶予についての報告は終わりたいと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、1件でございました。</p> <p>この件につきまして、何かございますか。質問等ございませんか。</p> <p>はい。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、議案第7号です。納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、でございました。</p> <p>証明書を発行してよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それで発行いたしたいと思います。</p> <p>はい。続きまして16頁です。議案第8号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について、でございます。</p>

	<p>日田市農業委員会会議規則第12条により、委員会の同意または要求により出席したものは、委員会の同意により、発言が出来ることとなります。</p> <p>今回、この議案にかかりまして、日田市農業振興課の職員の発言に、委員会として同意いただけますか。同意いただけますか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>議長 (石井照久) 同意をいただきましたので、これよりは、日田市農業振興課の職員の発言を同意することといたします。それでは、事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>事務局 (今田秀樹) はい。それでは、議案書16頁、議案第8号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意についてです。</p> <p>土地改良法第52条第8項の規定により、土地改良事業の施行にかかる地域につき、事業の性質上必要があるときは、換地計画を定め、農業委員会の同意書を添付し、県知事の認可を受けなければならない、とされております。</p> <p>今回、同意を求められている換地計画は、16頁にあります通り、榑野地区になります。</p> <p>詳細につきましては、農業振興課の担当職員が行います。</p> <p>本日、机の上に、議案第8号の別紙を置いておりますので、そちらをご用意ください。</p> <p>では、お願いします。</p> <p>農業振興課 (河津祥人) 皆さんこんにちは、基盤整備係の河津といたします。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。</p> <p>議案第8号でございますが、日田市大字小野の榑野地区において実施しております区画整理事業に伴い、土地の形状が変わることにより、換地処分の手続きが必要となり、また、事業主体が日田市であるため、本</p>
--	--

総会において、換地計画について、日田市農業委員会の同意をお願いするものでございます。

お配りした資料をご覧ください。

事業概要でございますが、榑野地区は、平成29年7月の九州北部豪雨による甚大な被害を受け、従来あった農地はすべて被災し、県管理河川小野川の改修工事及び県道宝珠山日田線の付け替え工事などにより、営農が再開出来ない状況となっておりますが、令和5年度より国庫補助事業の農地耕作条件改善事業を活用し、被災した2.1haを事業区域として、農地及び農業用施設の復旧と同時に、区画整理を行い、担い手への農地集積と高付加価値農業を推進することを目的に事業を行っております。

資料の写真でございますが、平成29年の被災直後の状況写真でございます。赤枠で記している箇所が今回の事業実施箇所になります。また右側の写真が、令和7年5月の基盤整備の状況写真でございます。県道を挟み東側を梨団地、西側を柚子畑として、基盤整備を行っている状況でございます。現在は揚水施設やパイプライン、梨棚等の整備を進めており、令和7年度を完了予定としております。

続いて、換地計画の流れでございます。換地作業をスムーズに進めるため、事業採択後、令和6年1月に地元関係者で換地委員会を立ち上げ、委員会で取り決めた換地設計基準、土地評価基準に基づき、工事後の土地所有者の配分予定先とその面積を定めた換地計画原案を令和6年3月に作成しております。その後、本體工事に着手し、本年5月に造成工事が完了した後、圃場と農道等の敷地境界を確定するために、現地において確定測量を実施しております。その確定測量の成果と、工事着手前に作成した換地計画原案をもとに、土地所有者の配分先、配分面積を取り決めた換地計画書を作成し、10月5日に権利者会議を開催し、権利関係者全員の同意を得たところでございます。

本日、農業委員会の同意を得られれば、大分県に当該換地計画の認可申請を行い、認可後、換地処分に係る登記書類を法務局に持ち込む予定としております。

続いて、資料の裏面の方をご覧ください。

この図面は、工事前の土地と、工事後の土地を示しております。換地計画では、工事前の土地を従前地、工事後の土地を換地といいます。図面左側が従前地の図面になり、右側が工事後の換地図面となります。本事業の関係地権者は13名で、工事後の農地総面積は1.8ha、農道・水路等の施設面積は0.3haとなっております。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ります。これらの従前地の所有者、所有面積、また、換地後の土地取得者、取得面積を定めたものが、換地計画でございます。また、換地処分における登記の基本となるものでございます。</p> <p>私からの8号議案に関する説明は以上となります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、農業振興課、河津総括より説明がございました。何か質問のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、同意してもよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは同意したいと思います。</p> <p>それでは17頁に移りたいと思います。議案第9号 11月調査委員の選任についてでございます。日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。私からの指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、3名の方を指名させていただきます。 5番 河津祐二委員、3番 飯田隆委員、17番 財津満寿光委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、報告に移ります。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>
-----------------------	---

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 7 年 12 月 8 日

議 長 会 長

署 名 委 員 14 番

署 名 委 員 19 番